

# 紫微中臺と坤宮官

水野柳太郎

## はじめに

本稿では、紫微中臺と坤宮官について、これまで感じていた私見を試論として述べてみたい。自由な論議を試みるため、学恩を受けた先行学説の紹介を省略した。本稿で述べるすべてが、筆者による新しい知見ではないことを承知している。紹介を怠った諸賢の業績に対し、筆者の非礼をあらかじめ深謝するとともに、寛容をお願いしたい。史料の引用も過多と思われるが、周囲の状況も併せ考えるためにあえて掲載した。

いまひとつ、『日本書紀』の文飾は、その記事が過去に遡ってのものであるためか、強く問題とされているけれども、『統日本紀』については、同時代もしくは近い過去の記事に対するものとしてか文飾が看過され、文字のままに

理解しようとする傾向が多いように思われる。白髪三千丈を引き合いに出す迄もなく、一般に漢文には誇張された文飾が存在する。この点についても考慮して、虚飾を判別した上で事実を追求してみたい。

この試論が、もしも奈良時代史の再検討に何等かの貢献をなしえ得とすることができれば、筆者にとって過分の幸いである。

## 一 紫微中臺と坤宮官の検討

紫微中臺については、『統紀』天平宝字四年（七六〇）六月乙丑条の光明皇太后の崩伝に、

（前略）勝宝元年、高野天皇受禪、改皇后宮職、曰紫微中臺。妙選勳賢、並列臺司。宝字二年、上尊号、曰天平応真仁正皇太后。改中臺、曰坤宮官。

とある。天平勝宝元年（七四九）に聖武天皇の讓位と孝謙天皇の即位にともなうて、皇后宮職を皇太后宮職とするのが自然であるが、殊更に中国風の「紫微中臺」と命名して成立し、天平宝字二年（七五八）に坤宮官と改称された。

紫微中臺の名称は、滝川政次郎氏によつて、唐の紫微省・中臺省、渤海の中臺省の先例による命名とされている。

〔紫微中臺考〕『律令諸制及び令外官の研究』また、岸俊男氏は、紫微の本義が天帝の座とされる紫微垣から出ることを考慮して、天子の常居を意味するともされ、皇太后光明子が、孝謙天皇を補佐して大政を行なうため、その詔勅奏啓を吐納する機関であるともしておられる。（『藤原仲麻呂』）

しかし、「中臺」の文字は、『統紀』天平宝字二年（七五八）八月庚子朔条に、

庚子朔。高野天皇、禪位於皇太子。詔曰。（中略）是日。百官及僧綱、詣朝堂上表、上上臺・中臺尊号。其百官表曰。（中略）謹拋典策、敢上尊号。伏乞、奉称上臺宝字称德孝謙皇帝。奉称中臺天平応眞仁正皇太后。（中略）僧綱表曰。（中略）謹上尊号。陛下称曰上臺宝字称德孝謙皇帝。皇太后称曰中臺天平応眞仁正皇太后。

（下略）

とあって、孝謙太上天皇をさして「上臺」、光明皇太后をさして「中臺」と呼んでゐるから、太上天皇を「上臺」、皇太后を「中臺」と呼ぶ慣習があつて、「紫微中臺」という官名はその称呼によるもので、唐の中臺省・渤海の中臺省などを参考にしたかもしれないが、別の系列の意味をもつ官名かと思われる。そうすると、「紫微」は「中臺」に付せられた讚美の文字であるから、かなり誇張されて使用された可能性があるので、官名から皇太后の大政を補佐する機関とまでいえるのかどうか疑問がある。

『統紀』神護景雲三年（七六九）十月乙未朔条の称徳天皇の宣命には、

（前略）挂毛畏位朕我天乃御門帝皇（聖武）我御命以天勅<sup>之</sup>、朕尔奉侍奉諸臣等、朕乎君止念奉人方、大皇后仁能奉侍礼。朕乎念天在我如久異奈念曾。継方朕子太子尔明仁浄久二心無<sup>之</sup>天奉侍礼。朕方子二止云言波無、唯此太子一人<sup>乃味</sup>曾朕我子波在。此心知天諸護助奉侍礼。然、朕波御身都加良<sup>之</sup>於保麻之麻須尔依天、太子尔天都日嗣高御座乃継<sup>天</sup>方授<sup>麻都</sup>流止命天朕尔勅<sup>之</sup>。（後略）

とある。孝謙・称徳天皇の宣命は、自己弁護のために先人

の言辭や經典を引用することが多いので、果たして事実か否か検討が必要であるが、一応事実とすると、ここに引用される聖武天皇の言葉は、天平勝宝元年（七四九）の讓位に際してのものと思われる。

この宣命によると、光明皇太后の政治上の權威は、その地位に元來付屬するものではなく、聖武天皇の意志によつて生じたものである。それゆゑ、聖武太上天皇の生存中は、光明皇太后は完全に自己の意志によつて行動できたのではなく、聖太上天皇の掣肘を受けていたと考えられる。

聖武太上天皇は、病身で政治を總覽せず、光明皇太后に委任したと説明されることがあるが、必ずしも当たつてはいない。特別な場合であるが、天平勝宝八歳（七五六）五月乙卯（二）条には、

乙卯。遣左大弁正四位下大伴宿祢古麻呂、并中臣・忌部等、奉幣帛於伊勢大神宮。免天下諸国今年田租。」

是日。太上天皇崩於寢殿。遺詔、以中務卿從四位上道祖王、為皇太子。

とある。この遺詔による皇太子選定は、光明皇太后の同意を得てのことではなかつた。また、輕皇子（文武天皇）の立太子に際し御前會議が開かれたことが、『懷風藻』の葛野

王伝に、

（前略）高市皇子薨後、皇太后、引王公卿士於禁中、謀立日嗣。時、群臣各挾私好、衆議紛紜。王子進奏曰。我國家為法也、子孫相承、以襲天位。若兄弟相及、則亂從此興。仰論天心、誰能敢測。然以人事推之、聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎。弓削皇子在座、欲有言。

王子叱之、乃止。皇太后嘉其一言定國。（下略）

と見え、次に示すように、道祖王廢太子の後の新皇太子選定に際しても、御前會議が形式的にもせよ開かれているのに、この時にはそのような記事は見えないから、聖武天皇独自の意志によるものと考えられる。

周知のところであるが、聖武太上天皇の一周忌にも至らない天平宝字元年（七五七）三月丁丑（二九）条と、続くの四月辛巳（四）条には、

丁丑。皇太子道祖王、身居諒闇、志在淫縱。雖加教勅、曾无改悔。於是、勅召群臣、以示先帝遺詔、因問廢不之事。右大臣已下、同奏云。不敢乖違顧命之旨。是日。廢皇太子、以王婦第。

夏四月辛巳。天皇召群臣問曰。当立誰王以為皇嗣。右大臣藤原朝臣豐成・中務卿藤原朝臣永手等言曰。道祖

王兄塩焼王可立也。撰津大夫文室真人珍努・左大弁大伴宿祢古麻呂等言曰。池田王可立也。大納言藤原朝臣

仲麻呂言曰。知臣者莫若君、知子者莫若父。唯奉天意

所択者耳。勅曰。宗室中、舍人・新田部兩親王、是尤

長也。因茲、前者立道祖王、而不順勅教、遂縱淫志。

然則可択舍人親王子中。然船王者、閩房不修。池田王

者、孝行有闕。塩焼王者、太上天皇、責以無礼。唯大

炊王、雖未長壯、不聞過惡。欲立此王。於諸卿意如何。

於是、右大臣已下奏曰。唯勅命是聽。先是、大納言仲

麻呂、招大炊王、居於田村第。是日、遣内舍人藤原朝

臣薩雄・中衛廿人、迎大炊王、立皇太子。(下略)

とあって、道祖王が皇太子を廃され、代って大炊王が皇太

子とされている。このことについて、『統紀』天平宝字三

年(七五九)六月庚戌(一六)条の淳仁天皇の宣命に、

庚戌。帝御内安殿、喚諸司主典已上、詔曰。(中略)

比来太皇太后御命以臣朕尔語宣久。太政之始波人心未

定在<sup>可</sup>、吾子為<sup>可</sup>氏皇太子止定<sup>可</sup>、先奉昇於君位畢<sup>可</sup>、

諸意靜了<sup>奈</sup>後尔傍上<sup>乎</sup>宣<sup>奈</sup>止<sup>母</sup>為<sup>氏</sup>奈<sup>閉</sup>在<sup>流</sup>。 (下略)

と、太皇太后(光明子)自身の言葉を引用して、立太子に

関与したと記されている。大炊王(淳仁天皇)の即位につ

いては、天平宝字六年(七六二)六月庚戌(三)の孝謙太上天皇の宣命にも、

庚戌。喚集五位已上於朝堂、詔曰。太上天皇御命以<sup>可</sup>、

卿等諸語<sup>止</sup>部<sup>宣</sup>久。朕御祖大皇后乃御命以<sup>可</sup>朕尔告<sup>久</sup>之。

岡宮天皇乃日継波加久<sup>可</sup>絶<sup>奈</sup>止<sup>母</sup>為<sup>氏</sup>奈<sup>閉</sup>在<sup>流</sup>。女子能継<sup>尔</sup>在<sup>止</sup>欲

命副止<sup>宣</sup>久、此政行給<sup>可</sup>。加久為<sup>可</sup>今帝止立<sup>可</sup>須麻比久

流間尔、(下略)

とあり、淳仁天皇の即位が光明皇太後の意志によるものと

されている。

紫微中臺が光明皇太後の詔勅奏啓を吐納するのは、皇太

後の政策を直接施行するのではなく、後の藏人所が綸旨を

発行するのに似た形式で、皇太後の意志を伝達していたの

であろうから、その文書や内容が伝えられる可能性が少な

く、史料が無いともいえる。しかし、聖武太上天皇の在世

中には、光明皇太後の意志による施策が紫微中臺によって

執行された痕跡も見当たらないようである。紫微中臺が太政

官に匹敵するような権力を、本来もっていたとは考えられ

ない。この後になると、「内豎省」や「勅旨省」が設置さ

れるが、九世紀以後になると、「内豎所」や「勅旨所」と

なって現われるようなので、紫微中臺と同様に、ただちに

八省に並ぶものと考えるのには注意を要する。

史生阿刀酒主

なお、天平勝宝二年（七五〇）から天平勝宝六（七五四）年にかけての文書には、「紫微中臺」を「紫微臺」または「臺」と省略しているものがある。

「疏紙充裝潢帳」天平勝宝三年（九一二七三）五月卅納常疏料七千五十張。（注記略）  
右、中臺政所、所請如前。

檢受他田水主

一五七

吳原生人

「裝潢受紙墨軸等帳」天平勝宝二年七月廿四日（一一一十一面経十一巻料、自内裏納、布紙二百廿九張。（注記略）

「経疏出納帳」天平勝宝三年七月十二日（三一五一一）奉請返第五帙納已訖。  
今請奉度瑜伽論五十巻。（注記略）

（中略）

天平勝宝三年七月十二日

右、依紫微臺大疏山口人成天平勝宝二年七月廿三日宣、奉写料。

請使紫微臺舍人少初位上下道主

七月廿四日他田水主

僧 行信

三嶋「宗麻呂」  
吳原「生人」

「経疏出納帳」天平勝宝三年（三一五五五）嚴注惠苑師疏一部廿四巻。（注記略）

「経疏出納帳」天平勝宝三年（三一五四三）目錄二巻。大小乗者。後一切経之録者。

右、依少僧都良弁師・次官佐伯宿祢天平勝宝三年九月一日宣、奉請法花寺宝浄尼便紫微臺未舍人葛木人当、又差加田部乙

使舍人市雪黒万呂、依紫微中臺天平勝宝三年二月八日牒、奉請於宮。

勝宝四年閏三月廿九日奉返已訖。（注記略）

専知少陸土師吉人

檢他田水主

「返来了」

他田水主

三嶋宗麿

□原

「東大寺写経所返疏文」天平勝宝四年閏三月廿八日  
(一一二—二五七)

東大寺写経所

花厳経疏一部廿四卷。惠苑師撰。

右、依少僧都去年九月一日宣、付舍人葛木人当□已  
訖。今為供養大会日、応奉返如前。仍□小長谷  
金村令請。

天平勝宝四年閏三月廿八日

紫微臺舎人少初位上他田水主

散位従七位上三嶋県主

正八位上具原伊美吉「生人」

「華厳経紙并軸宮進帳」天平勝宝六年二月十八日写書  
所送文(一一三—四六)

敷金青褐紙四卷。(注記略)

右、依臺今月十八日牒、付使使舎人舎人遊、進上如  
前。

天平勝宝六年二月十八日上馬養

具原「生人」

これらは「紫微中臺」が「彈正臺」と類似した官司名な

ので、「紫微臺」はそれに引かれての略称かと思われる。

しかし、紫微中臺と関係が深い写経所の関係者や、紫微中臺舎人で写経所に出向していた他田水主までが「紫微臺」と書いているのは、「中臺」が省略できないほど重要な意味をもつ熟語であるとはされていなかったことを示している。「中臺省」を「臺省」とし、「中臺」を「臺」と略することはなからうから、「中臺省」または「中臺」と、「紫微中臺」との名称の関係を考える上に注目しておく必要があらう。

## 二 紫微中臺の発足

紫微中臺の発足は、天平勝宝元年(七四九)七月甲午(二)の孝謙天皇の即位のあと、『統紀』八月辛未(一一〇)条に、類別して示すと、

辛未。以従五位下大原真人麻呂・石川朝臣豊人、并為少納言。従五位下大伴宿祢古麻呂為左少弁。(太政官)大納言正三位藤原朝臣仲麻呂、為兼紫微令。参議正四位下大伴宿祢兄麻呂・式部卿従四位上石川朝臣年足、並為兼大弼。従四位下百濟王孝忠・式部大輔従四位下巨勢朝臣堺麻呂・中衛少将従四位下背奈王福信、並兼

少弼。正五位上阿部朝臣虫麻呂・伊予守正五位下佐伯宿祢毛人・左兵衛率正五位下鴨朝臣角足・從五位下多治比真人土作、兼大忠。外從五位下出雲臣屋麻呂・衛門員外佐外從五位下中臣丸連張弓・吉田連兄人・葛木連戸主、并為少忠。(紫微中臺)

從五位下藤原朝臣繩麻呂、為侍從。從五位下御方大野、為図書頭。從五位下別君広麻呂、為陰陽頭。(中務省)  
從三位三原王、為中宮卿。從四位下安宿王、為大輔。

正五位上葛井連広成・從五位下藤原朝臣真從、并為少輔。(中宮省)

中納言從三位紀朝臣麻呂、為兼式部卿。從五位下多治比真人攢養、為少輔。(式部省)

神祇大副從五位上中臣朝臣益人、為民部大輔。從五位下阿部朝臣鷹養、為主計頭。從五位下紀朝臣広名、為主税頭。(民部省)

正五位下大伴宿祢稱君、為兵部大輔。(兵部省)

從五位上大伴宿祢犬養、為山背守。從五位上石川朝臣名人、為上總守。外從五位下茨田宿祢枚麻呂、為美作守。(国司)

とある官人の任命が始まる。

このとき、紫微中臺では令から大忠までは、すべて兼任の発令と記されているが、大忠となった「從五位下多治比真人土作」には、『統紀』天平十八年(七四六)四月壬辰(一一)条に任命が記されている「民部少輔」の官職が記されていないので、専任の大忠であったと思われる。

また、少弼に任せられた「中衛少將從四位下背奈王福信」は、この年の十一月乙卯条以下に、

乙卯(二五)。於南薬園新宮、大嘗。以因幡為由機国、美濃為須岐国。

己未(二九)。由機・須岐国司、從五位上小田王、授正五位下。正四位下大伴宿祢兄麻呂、正四位上。從四

位下大伴宿祢古慈悲・背奈王福信、並從四位上。正六位上津嶋朝臣雄子、從五位下。(下略)

とあり、翌天平勝宝二年(七五〇)四月二二日の「美濃国司解」(三一三八九)に、

美濃国司解 申進上交易賤事

(中略)

天平勝宝二年四月廿二日

正六位上行大目志斐連「猪養」

参議兼紫微大弼正四位下行守勲十等大伴宿祢朝集使

正六位上行大掾阿部朝臣税帳使

從四位上行紫微少弼兼中衛少將員外介巨萬朝臣京

正七位上行少掾佐伯宿祿「久良萬侶」

從五位下行介勲十二等津嶋朝臣「男」

從七位上行少目栗栖史「大成」

とあって、美濃員外介と中衛少將を兼ね「巨萬朝臣福信」と自署している。福信はこの年の正月丙辰（二七）条に、

丙辰。從四位上背奈王福信等六人、賜高麗朝臣姓。」

（下略）

とあって、「高麗朝臣」と改姓されたが、宝龜十年（七七九）三月戊午（一七）条に、

戊午。從三位高麗朝臣福信、賜姓高倉朝臣。

と、再び改姓されているから、「高麗朝臣」とされたことには何等かの不満があつて、「巨萬朝臣福信」と署名しているらしい。

「美濃国司解」から福信が美濃員外介と中衛少將を兼任していたことと同時に、紫微少弼は兼官ではなく、正官であつたことを知り得る。前年八月からこの時まで正官と兼官が入替えられたのかもしれないが、おそらくは紫微大弼任命の時に、中衛少將を兼任とされたのであろう。

『統紀』の任官記事は、兼官の多い紫微中臺關係を一括して掲げたので、正確さが失われている。

任官記事は、『職員令』所載の官職順に分けて引用したので、紫微中臺は太政官と中務省の間にあり、同時に中宮職から改組された中官省は中務省と式部省の間にある。この記載順から見ると、紫微中臺は、太政官の被管か、八省の筆頭である中務省の上に位置することになる。

なお、諸刊本は「中官省」を「金沢文庫本」により「中務省」と改めているが、この時期には中務卿に石上乙麻呂が在任しているから、「金沢文庫本」の誤字による校訂の誤りである。（山田英雄「中官省について」『統日本紀研究』八一—九）

官人の任命のあと一月余たつて、天平勝宝元年（七四九）九月戊戌（七）条に至り、紫微中臺官人の官位相当が決定されて、

九月戊戌。制紫微中臺官位。令一人、正三位官。大弼二人、正四位下官。少弼三人、從四位下官。大忠四人、正五位下官。少忠四人、從五位下官。大疏四人、從六位上官。少疏四人、正七位上官。

とある。この記事を紫微中臺設置と考へて、設置以前に官



人の任命があるのはおかしいから、『統紀』の日付に誤りがあるとする見解もあるが、紫微中臺の設置は天平宝字二年（七五八）八月庚子朔の官人任命によって記され、この日は紫微中臺官職の官位相当を決定したとして差し支えなからう。大弼以下の官名は、彈正臺に倣っているが、その理由は明らかではない。他の官司に比べて、彈正臺の官職名が唐風であるためであろうか。

すでに指摘されているように、紫微中臺の官位相当はかなり高くなっている。紫微令の正三位は大納言に、大弼の正四位下は中務省を除く七省の卿に、少弼の從四位下は神祇伯・中宮大夫・春宮大夫に、大忠の正五位下は七省の大輔や彈正弼、少忠の從五位下は少納言・七省の少弼に相当する。紫微中臺は、大宰府や八省の筆頭にある中務省よりも一乃至二段上の格に当たるといえよう。これは、大納言正三位藤原仲麻呂の紫微令兼任を前提として行なわれた格付けであろう。

中宮省は、光明皇后の皇后宮職を紫微中臺に格上げするのにもなつて、聖武天皇の生母藤原宮子に付属していた中宮職を昇格させたと考えられる。官制や位階相当を制定した記事がないので比較は困難であるが、任命された結果

は、卿の從三位は中務卿より一階上に、大輔の從四位下も中務大輔より一階上に、少輔の正五位上は中務少輔より一階上に、從五位下は中務少輔の一階下で七省少輔の一階上になっている。紫微中臺よりも格が低い、中務省を基準にそれよりも一段上の格付けを想定していると思われる。

このような事情の上に、紫微中臺の職務を考へるとき、繰り返しになるが、天平宝字二年（七五八）八月甲子（二五）条に、官号を漢風に改正して、

太政官、惣持綱紀、掌治邦国、如天施徳、生育万物。

故改爲乾政官。太政大臣曰大師、左大臣曰大傅、右大臣曰大保、大納言曰御史大夫。紫微中臺、居中奉勅、

頒行諸司。如地承天、亭毒諸物。故改爲坤宮官。（下略）

とある記事によって、「乾政官」すなわち「太政官」に匹敵する官司であると説明されてきた。しかし、ここに「居中奉勅、頒行諸司。」というのは、公式令でいう詔勅ではなく、本来は内廷で天皇・太上天皇・皇太后などの意志を「みことのり」として、関係諸司に伝達することと考えられる。「如地承天」は太政官の「如天施徳」との対比からでた文言であるが、「亭毒諸物」と連携が充分ではない

ようである。亭は整える、毒は治めるの意味で、『老子』の「亭之毒之」を襲っているらしいが、「生育万物」と対比すると具体性を伴わず、何を意味するのか理解に苦しむところである。しかし後で述べるように、聖武太上天皇の崩後に、紫微中臺の性格が変化しているから、その変化した状態を念頭においての文章とするならば、「勅」を公式のものとしているともいえよう。

この文章で注目されるのは、「乾坤」を二つの官司に配分しているのであるから、「乾政官」の方が「坤宮官」よりも上位にあることが示されている点である。紫微中臺が実際に太政官に匹敵する官司であったといえるであろうか。はじめに引いた天平宝字四年（七六〇）六月乙丑条の光明皇太后の崩伝には、「改皇后宮職、曰紫微中臺。妙選勲賢、並列臺司。」とあるが、この文章も紫微中臺の権力を強調しているのではなく、担当官司に高位高官が羅列するということで、皇太后の榮譽を輝かせているのであろう。

兼官が多い紫微中臺の首脳部のなかで、背奈王福信は紫微少弼を本官とし、多治比真人土作は大忠を本官としたらしい。福信の任命当初の官位は従四位下であって、「官位令」によると神祇伯・中宮大夫・春宮大夫に相等する。紫

微中臺官人を本務とする最高の少弼背奈王福信の位階が、皇后宮職と同格の中宮職の長官「中宮大夫」と一致しているのは、紫微中臺の性格を考える上で偶然とは思えない。

### 三 紫微中臺の動向

聖武太上天皇の生前に紫微中臺が発行した文書は、实例が残っていないので、「符」・「解」・「移」などの用例によって、他の官司との上下並列の関係をみることはできない。「正倉院文書」という限界はあるが、紫微令が下命したものは、「大般若経紙筆墨充帳」に（一一一―一六七）、

天平勝宝四年

（中略 二月）

十二日納色紙卷伯伍拾張

右、依紫微中臺令藤原卿今日宣、奉写薬師経七卷料。

自内裏来者。

檢他田水主

三嶋「宗麻呂」

とあるのみで、他に紫微中臺の官人が命じた例を見ても、写経の実施、經典の貸借などに限られている。

藤原仲麻呂が紫微令に任命された後も、『統紀』の記事

や「類聚三代格」の官符には、すべて「大納言」となっていて、「紫微令」や「兼紫微令」とするものはない。大納言仲麻呂の宣により施行された詔勅が多くても、それは紫微令であったことによるのではなく、紫微令になるような人物であったからというべきであらう。

さきに引用した『統紀』天平宝字二年（七五八）八月庚子朔条の尊号上程の記事には、光明皇太后について、

皇太后、叡徳上昇、善穆麗天之位、深仁下濟、爰昭法地之猷。日月於是貞明、乾坤以之交泰。遂乃欽承顧命、

議定皇儲。弃親拳疎、心在公正。實在志於天下、永無私於一己。既而遊神惠苑、体三空之玄宗。降迹禅林、

開一真之妙覺。大慈至深、建薬院而普濟、弘願潜運、設悲田而広救。是以煙浮震懼、宝籙呈祥、虫彫藤枝、

禎文告徳。遂使百神協贊、天平之化不窮、黎元染推、地成之徳逾遠。

とあり、聖武太上天皇の崩後については、「欽承顧命、議定皇儲。弃親拳疎、心在公正。實在志於天下、永無私於一己。」と、大炊王（淳仁天皇）を皇太子に選定したことを功績としているが、聖武太上天皇生前の行動は、「建薬院而普濟、弘願潜運、設悲田而広救。」というのみである。

「薬院」すなわち施薬院の初見は、天平二年（七三〇）四月辛未条に、

辛未。始置皇后宮職施薬院。令諸国以職封并大臣家封戸庸物、充價買取草薬、毎年進之。

とあって、聖武天皇の退位以前、皇后に立てられた初期のことをいっている。「悲田」すなわち悲田院の創設については、確実な史料はないが、同じ頃のことかと思われる。

もし聖武天皇の讓位の後に悲田院が設立されたとしても、聖武太上天皇の同意の上と考えてよからう。

光明皇太后の善行の結果として、「是以煙浮震懼、宝籙呈祥、虫彫藤枝、禎文告徳。」という事件があったのは、

尊号が奉られた天平宝字二年（七五八）二月己巳条に、己巳。勅曰。得大和国守從四位下大伴宿祢稻公等奏備

部下城下郡大和神山、生奇藤。其根、虫彫成文十六字、王大則并天下人此内任太平臣守昊命。即下博士議之、

威云。臣守天下、王大即并。内任此人、昊命太平。此知。群臣尽忠、共守天下。王大覆載、無不兼并。聖上

举賢、内任此人、昊天報徳、命其太平者也。加以、地即大和神山、藤此当今宰輔。事已有効、更亦何疑。朕

恭受天貺、還恐不徳。吁哉卿士、戒之、慎之。敬順神

教、各修尔職、勤存撫育、共致良治。其大和国者、宜免今年調、当郡司者、加位一級。貢瑞人大和雜物者、特叙従六位下、賜施廿疋・綿冊屯・布六十端・正税二千束。

とあるように、三輪山で根に文字を彫成した「奇藤」が発見されたというに当たる。

このように、聖武太上天皇の在世中に關しては、光明皇太後の事績となるものは記されていない。ここにも、紫微中臺が太政官と並ぶような政務に關与していたとすることができ文字はない。

#### 四 紫微中臺の変化

聖武天皇の崩御の後には、幾分か状況が変わってくる。紫微中臺中樞部の官人の署名は、天平勝宝七年（七五五）から天平勝宝八歳（七五六）にかけての「施入文書」や「献物帳」に見える。

①「孝謙天皇東大寺領施入勅」（四一八四）  
勅

板蠅袖卷処

（中略）

以前、奉十月七日 勅、所入如件。

天平勝宝七歳十二月廿八日

奉勅

従二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣 仲麻呂  
従三位行左京大夫兼侍従大倭守藤原朝臣 永手  
紫微大忠正五位下兼行左兵衛率右馬監加茂朝臣 角足

②「孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅」（四一一八）  
勅

奉入東大寺宮宅及田園等

（中略）

以前、奉去五月廿五日 勅、所入如件。

天平勝宝八歳六月十二日

従二位大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣 仲麿  
従三位行左京大夫兼侍従大倭守藤原朝臣 永手  
従四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣 福信  
紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣 角足  
従五位上行紫微少忠葛木連 戸主

③「国家珍宝帳」（四一一二）

奉為 太上天皇、捨国家珍宝等入東大寺願文

皇太后御製

妾聞。悠々三界、猛火常流。杳々五道、毒網是壯。所以自在大雄、天人師仏、無法鈎而利物、開智鏡而濟世。遂使擾々群生入寂之域、蠢々品類趣常樂之庭。故有煇依則滅罪无量、供養則獲福无上。伏惟、

先帝陛下、德合乾坤、明並日月。崇三宝而遏惡、統四撰而揚休。声籠天竺、菩提僧正、涉流沙而遠到、化及振旦、鑒真和上、凌滄海而遙來。加以、天惟薦福、神祇呈祥、地不惜珍、人民稱聖、恒謂千秋萬歲、合歡相保、誰期幽塗有阻。閱水悲涼、靈壽無增、穀林搖落、隙駟難駐、七々俄來、茶襟軫積、酷意弥深。披后土而無徵、訴皇天而不弔、將欲爰託勝業、式資 聖靈。故今奉為

先帝陛下、捨国家珍宝、種々翫好、及御帶・牙笏・弓箭・刀劍、兼書法・樂器等、入東大寺、供養盧舍那仏、及諸仏菩薩。一切賢聖。伏願、持茲妙福。奉翼仙儀、永馭法輪、速到花藏之宝刹、恒受妙樂、終遇舍那之宝筵、將普賢菩薩而宣遊、共文殊而展化、仁霑百億、德被三千。又願。

今帝陛下、寿同法海、福類虚空。劫石尽而不尽、海水

竭而無竭、身心永泰、動息常安。復乃天成地平、時康俗阜、万姓奉无為之化、百工遵有道之風、十方三界、六道四生、同霑此福、咸登妙果。

獻 盧舍那仏

(中略)

右件、皆是

先帝翫弄之珍、内司供擬之物、追感疇昔、触目崩摧。謹以奉獻

盧舍那仏。伏願、用此善因、奉資冥助、早遊十聖、普濟三途、然後鳴鑾花藏之宮、住躔涅槃之岸。

天平勝宝八歳六月廿一日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣「仲麻呂」

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣「永手」

從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣「福信」

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」

從五位上行紫微少忠葛木連「戸主」

④「種々葉帳」(四一一七一)

奉 盧舍那仏種々葉

(中略)

以前、安置堂内、供養盧舍那仏。若有縁病苦可用者、

並知僧綱、後聽充用。伏願、服此藥者、万病悉除、千苦皆救、諸善成就、諸惡断却。自非業道、長無夭折、遂使命終之後、往生花藏世界、一面奉盧舍那仏、必欲証得遍法界位。

天平勝宝八歳六月廿一日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣「仲麻呂」

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣「永手」

從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣「福信」

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」

從五位上行紫微少忠葛木連「戸主」

⑤「法隆寺献物帳」(四—一七六)

献法隆寺

(中略)

奉今月八日 勅、前件、並是

先帝翫弄之珍、内司供擬之物、各分數種、

謹献金光明等十八寺、宜令常置

仏前、長為供養。所願、用此善因、奉資冥助、早遊十聖、普濟三途、然後鳴鑿花藏之宮、住躡涅槃之岸。

天平勝宝八歳七月八日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣「仲麻呂」

從三位行中務卿兼左京大夫侍從藤原朝臣「永手」

從四位上行紫微少弼兼武藏守巨萬朝臣「福信」

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」

從五位上行紫微少忠葛木連「戸主」

⑥「屏風花氎等帳」(四—一七七)

献東大寺

(中略)

右件、今月十七日奉 勅、献東大寺、具如前件。

天平勝宝八歳七月廿六日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣「仲麻呂」

從三位行中務卿兼左京大夫侍從藤原朝臣「永手」

從四位上行紫微少弼兼武藏守巨萬朝臣「福信」

從位下守右大弁兼紫微少弼春宮大夫侍從兼十二等巨勢朝臣

堺麻呂

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣「角足」

從五位上行紫微少忠葛木連「戸主」

③「国家珍宝帳」以下のいわゆる「献物帳」は、原本が

正倉院と法隆寺に伝えられているので確実な史料である。

「献物帳」は、紫微中臺の官人が、光明皇太後の指令を施行したことを示している。天平勝宝元年(七四九)八月の

任命から時日が経過しているので、任命記事と比べると、位階・官職・氏姓には変化がみられる。

「献物帳」の一群に類似しているのは、天平感宝元年（七四九）閏五月廿日の「聖武天皇施入勅願文」（三一—二四〇）である。

施伍佰匹。綿壹仟屯。布壹仟端。

稻壹拾万斤。墾田地壹佰町。

依前、捧上件物、以花嚴經為本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必為転読講説、悉令尽竟。遠限日月、窮未來際、敬納彼寺、永為學分。以此発願、太上天皇沙弥勝滿、諸仏擁護、法業薰質、万病消除、壽命延長、一切所願、皆使満足、令法久住、拔濟群生、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成仏道。

復誓。其後代有不法之主・邪賊之臣、若犯若破障而不行者、是人必得破辱十方三世諸仏菩薩・一切賢聖之罪、終当落大地獄、無救劫中、永無出離。復十方一切諸天・梵王帝釈・四天王・天竜八部・金剛密跡・護法護塔・大善神王、及普天率土有大威力天神地祇・七廟尊靈、并佐命立功大臣將軍之靈等、共起大禍、永滅子孫。若

不犯触、敬懇行者、世世累福、紹隆子孫、共出塵域、早登覺岸。

天平感宝元年閏五月廿日

「勅」

奉 勅 正一位行左大臣兼大宰帥橘宿祢「諸兄」

右大臣從二位藤原朝臣「豊成」

大僧都「行信」

この文書は、宛先が擦消されているが、『統紀』天平勝宝元年（七四九）閏五月癸丑（二〇）条に、

癸丑。詔捨大安・葉師・元興・興福・東大五寺、各施五百匹・綿一千屯・布一千端・稻一十万束・墾田地一百町。法隆寺、施四百匹・綿一千屯・布八百端・稻一十万束・墾田地一百町。弘福・四天王二寺、各施三百匹・綿一千屯・布六百端・稻一十万束・墾田地一百町。崇福・香山葉師・建興・法花四寺、各施二百匹・布四百端・綿一千屯・稻一十万束・墾田地一百町。因発願曰。以花嚴經為本、一切大乘小乘經律論抄經章等、必為転読講説、悉令尽竟、遠限日月、窮未來際。今故以茲資物、敬捨諸寺。所冀、太上天皇沙弥勝滿、諸仏擁護、法業薰質、万病消除、壽命延長、一切諸願、

皆使満足、令法久住、拔濟群生、天下太平、兆民快樂、  
法界有情、共成仏道。」(下略)

とあるから、大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺・東大寺のうち宛てられたものである。この文書の対象となる寺院には諸説があるが、文書が多く伝来している東大寺の可能性が強いと思われる。

『統紀』によると、孝謙天皇の即位は七月甲午(二)に記されているので、この文書や『統紀』に「太上天皇」とあるのに疑問をもつ向きもあるが、空位か踐祚の存在を認めるならば、聖武天皇が閏五月二十日以前に退位し、準備が整って七月甲午(二)に孝謙天皇が即位したとして差支えなからう。この文書は、全文願文のように見えるが、冒頭に記す物件の施入を命じた文書であって、命令と願文の順序は違うが「献物帳」と同種の文書である。この文書には、太政官の最高位にあった左右大臣と、僧綱の最高位にあった大僧都が署名している。大僧都行信はは施入対象が寺院である関係から署名しているのであろう。

③「国家珍宝帳」は、冒頭の願文のはじめに、「皇太后御製」とあるから、光明皇太后の意志による寄進である。

これを実行する際に、紫微中臺の官人が連署するのは当然

であるが、二番目に「従三位行左京大夫兼侍従大倭守藤原朝臣永手」の署名がある理由は、まだ考えられたことがないようである。④「種々薬帳」の署名も同様である。

⑤「法隆寺献物帳」と⑥「屏風花氎等帳」には、同じ署名のなかに、昇進して「従三位行中務卿兼左京大夫侍従藤原朝臣永手」の署名がある。⑤「法隆寺献物帳」には「奉今月八日勅、」とあり、⑥「屏風花氎等帳」には、「今月十七日奉勅、」とあるが、同様な意図をもつ文書であり、署名する官人も一致しているから、③「国家珍宝帳」や④「種々薬帳」と同じく、光明皇太后の下命によるものである。

藤原永手の署名に共通するのは「左京大夫」と「侍従」であるが、「侍従」に注目したい。侍従は中務省に所属して、天皇に常侍している。「献物帳」に「侍従」もしくは「中務卿・侍従」の署名があるのは、聖武天皇の意志を寺院に伝達するのに、寺院に関係する「大僧都」が署名したのと同様に、聖武太上天皇の遺品を管理していたことに関係するためであろう。光明皇太后の意志による遺品の施入が、紫微中臺のみによって実施されていないことにも注意する必要がある。



皇太后の命は、「公式令」によると、「令旨」のほずであるが、「献物帳」では「勅」とされている。『統紀』天平宝字元年（七五七）七月己酉（三）条にも、

己酉。勅右大臣藤原朝臣豊成・中納言藤原朝臣永手等八人、就左衛士府、勘問東人等。東人確言無之。是夕。内相藤原朝臣仲麻呂、侍御在所、召塩焼王・安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂五人、伝太后詔、宣曰。塩焼等五人乎人告謀反。汝等、為吾近人、一毛吾乎可怨事者、不所念。汝等乎皇朝者、己己太久高治賜乎、何乎怨岐所<sup>止志</sup>加然將為不有<sup>加止</sup>奈母所念。是以、汝等罪者免賜。今往前者莫為止宣。詔訖、五人退出南門外、稽首謝恩。

とあって、皇太后の意志を「詔」といつているから、この場合の「勅」も、皇太后の命令として差支えなからう。紫微中臺の設置によって、皇太后の命を「詔・勅」としたといえるかもしれないが、そうであったとするならば、『統紀』天平宝字四年（七六〇）六月乙丑（七）の光明皇太后の崩伝にその旨が記載されていてもよいと思われるし、そのような措置がとられたことを示す史料もないから、慣用的に用いられたのであろう。

四通の「献物帳」に、内印「天皇御璽」が踏されているから、これらは孝謙天皇の命を伝えているとか、皇太后の文書に内印が踏されるのはおかしいとの議論があるが、皇太后や太上天皇の印は存在はないから、皇太后の意志は、天皇の意志と同様であるとして内印を踏さざるをえなかったであろう。天平宝字元年（七五七）七月庚戌（四）条には、

庚戌。詔、更遣中納言藤原朝臣永手等、窮問東人等。款云。（中略）去六月中。（中略）庭中、礼拜天地四方、共献塩汁、誓曰。將以七月二日闔頭、内相宅殺劫、即内相殿、退皇太子。次傾皇太后宮、而取鈴璽。（下略）

とあって、このころ駅鈴と内印が皇太后宮にあったことを示している。この一年前の天平勝宝八年（七五六）に、内印が皇太后宮にあったか否かは不明であるが、もしかすると皇太后の意志を伝える文書に踏されているのは、内印が皇太后の手元にあったことにも関係するかもしれない。しかし、請印の手続についての詳細はまったくわからないし、「太政官印」すなわち外印がどこにあったかともわからないが、紫微中臺が内印と外印を管理し、請印も皇太后に対し

紫微中臺が行なって、少納言が関与しなかったとはいえないのではなからうか。

この後の内印の所在は、天平宝字八年（七六四）九月乙巳条に、

乙巳。太師藤原惠美朝臣押勝、逆謀頗泄。高野天皇、遣少納言山村王、收中宮院鈴印。（以下略）

とあり、内印は中宮院におかれ、管理者である少納言が鈴印の回収に赴いているのに注目される。中宮院は、天平宝字六年（七六二）五月辛丑（二三）条に、

辛丑。高野天皇、与帝有隙。於是、車駕還平城宮。帝御于中宮院、高野天皇御于法華寺。

と見えて、淳仁天皇の居所である。この年六月庚戌（三）条に、

庚戌。喚集五位已上於朝堂、詔曰。（中略）但、政事波、常祀利小事波今帝行給倍。国家大事賞罰二柄波、朕行幸。（下略）

とあって、「国家大事賞罰二柄」を孝謙太上天皇が掌握した後にも、鈴印は太上天皇の手元にはなく、天皇の身邊に保管されていた。これが常態で、皇太后のもとに内印があったのは特殊な状態であろう。それは聖武太上天皇の崩後で、

反乱が予想される時期であったためと考えられる。

このように見てくると、①「孝謙天皇東大寺領施入勅」と、②「孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅」は、『大日本古文書』の編者によって、孝謙天皇の勅とされているが、文面に「勅」の文字があっても、直ちに当時の天皇の「勅」とすることはできない。この二つの文書が信頼し得るとすれば、署名する官人から「光明皇太后勅」とするべきである。

さらに、①「孝謙天皇東大寺領施入勅」には、「紫微大忠正五位下兼行左兵衛率右馬監角足」の位置のうち、他の文書の「左右馬監」が「右馬監」、「賀茂朝臣」が「加茂朝臣」となっている。また、②「孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅」は、「従二位大納言兼紫微令中衛大将近江守藤原朝臣仲麿」とあり、「従二位行大納言」が「従二位大納言」になっている。脱落や誤字ともいえるが、「板蠅袖」や「宮宅及田園等」の施入に「侍従」が署名する必要は考えられない。二つの文書には後世に③以下の「献物帳」の署名を見て偽作された可能性がある。これらが偽文書でないならば、太政官・民部省・僧綱などの官人や僧侶の署名があるべきであろう。聖武太上天皇の生前に、紫微中臺がこのような文書を発行したとも思えない。

## 五 反乱直前の紫微中臺

聖武太上天皇の崩後になると、光明皇太后の政治への関与は表面化している。先にみたように、皇太子塩焼王の廃太子と大炊王の立太子には、皇太后の意志が強く働いている。さらに、『統紀』天平宝字元年（七五七）六月甲辰（二八）条には、

甲辰。先是、去勝宝七歳冬十一月、太上天皇不予。時左大臣橘朝臣諸兄祇承人佐味宮守告云。大臣飲酒之庭、言辞无礼、稍有叛状云々。太上天皇、優容不咎。大臣知之、後歳致仕。既而勅、召越前守從五位下佐伯宿祢美濃麻呂、問識此語耶。美濃麻呂言曰。臣未曾聞。但慮、佐伯全成応知。於是、將勸問全成。太后懇勲固請。由是、事遂寤焉。語具田村記。至是、從四位下山背王復告。橘奈良麻呂、反道備兵器、謀困田村宮。正四位下大伴宿祢古麻呂、亦知其情。

とある。聖武太上天皇の発病に関しては、天平勝宝七歳（七五五）十月丙午（二二）条に、

勅曰。比日之間、太上天皇、枕席不安、寐騰乖宜。朕竊念茲、情深惻隱。其救病之方、唯在施惠。延命之要、

莫若濟苦。宜大赦天下。（中略）又始自今日、至來十二月晦日、禁斷殺生。」遣使於山科・大内東西・安古・真弓・奈保山東西等陵、及太政大臣墓、奉幣以祈請焉。とあり、つづいて、十一月丁巳（二）条には、

丁巳。遣少納言從五位下厚見王、奉幣帛于伊勢大神宮。と、病氣平癒の祈願と思われる記事がある。この十一月に、佐味宮守の告発があった。佐伯美濃麻呂の越前守任命は、十二月丁未（二）条に、

丁未。以從五位下佐伯宿祢美濃麻呂、為越前守。とあるから、美濃麻呂が尋問されたのはこれ以後のことになる。橘諸兄の致仕は、翌年の天平勝宝八歳（七五六）二月丙戌（二）条に、

八歳春二月丙戌。左大臣橘朝臣諸兄致仕。勅依請許之。とある。

聖武太上天皇の病氣は一時快方に向かつて、天平勝宝八歳（七五六）二月戊申（二四）条以下に難波行幸の記事があり、それに連続して再発から崩御までの記事が続いている。

戊申（二四）。行幸難波。是日、至河内国。御智識寺南行宮。己酉（二五）。天皇幸知識・山下・大里・三

宅・家原・鳥坂等六寺、礼仏。庚戌（二六）。遣内舎人於六寺、誦經。襪施有差。壬子（二八）。大雨。」賜

河内國諸社祝祢宜等一百十八人正稅。各有差。」是日、

行至難波宮。御東南新宮。三月甲寅朔。太上天皇、幸

堀江上。乙卯（二二）。詔、免河内・摂津二国田租。戊

午（五）。遣使撰津國諸寺誦經。襪施有差。夏四月丁

酉（一四）。勅曰。頃者、太上天皇、聖体不予、漸延旬

日、猶未平復。如聞。銷災致福、莫如仁風、救病延年、

実資徳政。可天下大赦。（下略）戊戌（一五）。車駕、

取河内路、還至智識寺行宮。庚子（一七）。還宮。乙

巳（二三）。遣使奉幣帛于伊勢大神宮。壬子（二九）。

遣医師・禪師・官人各一人、於左右京・四畿内、救療

疹疾之徒。」遣從五位下日下部宿祢古麻呂、奉幣帛于

八幡大神宮。五月乙卯（二二）。遣左大弁正四位下大伴

宿祢古麻呂并中臣・忌部等、奉幣帛於伊勢大神宮。」

免天下諸国今年田租。」是日。太上天皇、崩於寢殿。

遺詔、以中務卿從四位上道祖王、為皇太子。

佐伯美濃麻呂の尋問が、このような行幸・再発・崩御といっ

た状況の間にあったとは考えがたい。聖武太上天皇の死を

契機として、以前の諸兄の「反状」が問題とされたかも知

れないが、天平宝字元年（七五七）正月乙卯（六）条には、諸兄の死が、

乙卯。前左大臣正一位橘朝臣諸兄薨。遣從四位上紀朝

臣飯麻呂・從五位下石川朝臣豊人等、監護葬事、所須

官給。大臣、贈從二位栗隅王之孫、從四位下美努王之

子也。

と記され、葬事に派遣された官人の位階がやや低いように

思われるが、通常の死亡記事になっているから、このころ

は諸兄への嫌疑が大きく問題となっていたようにも思われ

ない。

「田村記」が伝えられないので、事件の詳細はわからな

いけれども、光明皇太后が「慇懃に固く請う。」と介入し

たのは、上に見た状況から見ると、橘諸兄の死後に橘奈良

麻呂への嫌疑が高まった時ではなからうか。先に引用した

ように、天平宝字元年（七五七）七月己酉（三）条には、

光明皇太后が、奈良麻呂の乱が発覚したあとになって尋問

の途中であるのに、奈良麻呂等五人に赦免の「詔」を伝え

ているのを見ると、異父兄諸兄を、あるいは甥奈良麻呂や

皇族を弁護したとして不思議ではない。光明皇太后が政局

に関係して発言するのは、聖武太上天皇の死後のことによ

うに思われる。

紫微中臺の性格と権限は、聖武太上天皇の死後に天皇変化している。それが明らかになるのは、天平宝字元年（七五七）五月丁卯（二〇）条には、

丁卯。以大納言従二位藤原朝臣仲麻呂、為紫微内相。

従三位藤原朝臣永手、為中納言。詔曰。朕覽周礼、将

相殊道、政有文武、理亦宜然。是以、新令之外、別置

紫微内相一人、令掌内外諸兵事。其官位・禄賜・職分・

雜物者、皆准大臣。」又、勅曰。頃年、選人依格結階、

人々位高、不便任官。自今以後、宜依新令。去養老年

中、朕外祖父故太政大臣、奉勅、刊脩律令。宣告諸司、

早使施行。（以下略。）

とあって、仲麻呂が紫微内相に任ぜられ、『養老律令』が施行されてからである。藤原永手の中納言任命を、仲麻呂の転任による大納言の欠員補充と考えると、『公卿補任』に仲麻呂の転任としているのは信頼できよう。

「内相」の職名は、「相」には大臣の意味があるから、「内臣」もしくは「内大臣」の意味と解せられる。『類聚三代格』昌泰三年（九〇〇）十二月九日の太政官符には、

太政官符

庇依格、令大和国講師、於法華寺安居、講法華經事。

右得彼寺牒備。案天平勝宝九年四月十四日内臣宣備。

法華寺鎮三綱状云。頗用大修多羅衆物、每年安居、説

法華經者。其後、依官符旨、初為国分法華滅罪寺。則

安置十尼、依為定額。安居始終之日、国司引前、雜任

執蓋。但至于講師、転屈他僧、依為講匠。静案事情、

理不可然。望請。准諸国例、使国講師、演説件經者。

左大臣宣。寺家所請、合於格意。宜下知国司、依件行

之。其布施供養、准諸国例、依式充之。

昌泰三年十二月九日

とあり、「内臣」の文字が見える。「天平勝宝九年四月十四

日」は、天平宝字元年（七五七）八月甲午（一八）条に、

甲午。（中略）宜改天平勝宝九歳八月十八日、依為天

平宝字元年。（下略）

とある改元の以前なので、年号には問題はない。しかし、

「四月十四日」は紫微内相任命の五月丁卯（二〇）以前に

なるから、誤記もしくは誤写の可能性はある。「天平勝宝

九歳」は動かさないであろうから、「四月」は「六月」か

「七月」の誤記または誤写であろうか。また官職が誤って

いるとすると、太政官符に「紫微令」とあった可能性は少

なく、「大納言」であつたかもしれない。そうすると大納言に「後に紫微内相になつた仲麻呂」の意味で「内臣」と記された傍書が本文になつたかと思われる。岸氏が指摘しておられるように、後世の引用で信頼性に欠けるが、「紫微内相」の語義が「内臣」であることを示しているように思われる。

紫微内相は天皇または皇太后の顧問としての「内臣」であるだけではなく、任命記事の詔にあるように「内外諸兵事」を担当する武官であつて、橘奈良麻呂等による反乱の可能性を知つて設置されたのであろう。官名に「紫微」を冠する理由は理解しにくい。

当時太政官で最高の地位にあつたのは、右大臣藤原豊成で、仲麻呂の兄であるから、反乱に対処するためとは言つても、発生以前には大納言が右大臣を差置くこともできないし、大納言の仲麻呂を一挙に左大臣にするわけにもゆかないので、「将相殊道、政有文武、理亦宜然。」との理由を付けて、軍事行政を太政官から分離し、担当部局を紫微中臺とすることにより、皇太后が軍事権を掌握したことを示したかと思われる。鈴印が皇太后の許に置かれたのは、このころのことではなからうか。

天平宝字元年（七五七）七月戊申（二）に橘奈良麻呂の乱が発覚して、内相仲麻呂の活躍があつた後、七月戊午（二二）条には、

戊午。（中略）勅曰。右大臣豊成者、事君不忠、為臣不義也。私附賊党、潜忌内相。知構大乱、無敢奏上、及事発覚、又不肯究。若怠延日、殆滅天宗。嗚乎幸輔之任、豈合如此。宜停右大臣任、左降大宰員外帥。

（下略）

とあつて、右大臣藤原豊成が大宰員外帥に左遷され、太政官では左右大臣と大納言がすべて欠員となつていた。さらに、八月庚辰（四）条には、

庚辰。（中略）以石川朝臣年足、為中納言。兵部卿神祇伯如故。從三位巨勢朝臣堺麻呂、正四位下阿倍朝臣沙弥麻呂・紀朝臣飯麻呂、並為參議。」勅。中納言多治比真人広足、年臨將耄、力弱執列。不教諸姪、悉為賊徒。如此之人、何居幸輔。宜辞中納言、以散位掃第焉。

と、石川年足の中納言任命と三名の参議の補充が記され、中納言多治比広足が解任されていて、太政官の構成は、左右大臣と大納言はまだ欠員のままで、藤原永手の中納言留

任以外、すべて新任されている。

このころになっても、仲麻呂は従来の紫微令と同様な事務もとっている。天平宝字二年（七五八）六月一日の「孝謙天皇施入勅」（二五—二九）には、

⑦「大小王真跡帳」

勅

献東大寺

（中略）

右書法、是奕世之伝珍、

先帝之玩好。遺在篋笥。追感懼然。謹以奉献

盧舍那仏。伏願、以此妙善、奉翼冥途、高遊方広之通

衢、恒演円伊之妙理。

天平宝字二年六月一日

紫微内相從二位兼中衛大將近江守藤原「朝臣」

とある。この文書にも内印を踏し、文書名は「孝謙天皇施入勅」とされているが、冒頭に「勅」とあるほかは、先に示した⑤「法隆寺献物帳」（四—一七六）とほぼ同様の形式と文言であるから、光明皇太后の意志を伝達した紫微中臺発行の文書と考えられるが、「待從」の署名がなくなっている。

これと同時に、紫微内相仲麻呂は、軍事のほか一般政務にも関与している。『令集解』職員令左大弁条「諸国朝集」の註には、

新令私記云。諸国朝集、式部省・散位寮・兵部省皆掌

朝集。未知、其掌如何。答。弁官・式部・兵部、並為

申雜政并考選等掌耳。唯散位寮、為点上日掌耳。然其

上日者、式部点検申官、請外印下国耳。内相。定。

とあり、神祇令神戸庸調条の註釈説には、

内相宣云。自今以後、神戸調庸者、充供神用数、及所

残之数、具令申、然後給之。亦、如伊勢神稅出举之類、

准令停之。

とある。いずれも日時は不明であるが、次に述べる大保就任までのことに違いない。反乱直後であり、左右大臣と大納言の全員欠員という事態のなかで、ただ一人從二位の官位をもつ紫微内相が、軍事以外の一級行政に関与するのは、臨時の措置とするならば了解できる。

翌天平宝字二年（七五八）八月庚子朔条には、孝謙天皇の讓位、淳仁天皇の即位、尊号の上程等を記したあとに、

庚子朔。（中略）又勅曰。内相於国、功勲已高。然猶

報効未行、名字未加。宜下参議・八省卿・博士等、准

古正議奏聞。不得空言所。無濫汚聽覽。

と、仲麻呂の名字（氏・名）に加える文字の選定を下問し、甲子（二五）にいたり、

甲子。以紫微内相藤原朝臣仲麻呂、任大保。勅曰。褒善懲惡、聖主格言。賞績酬勞、明主彝則。其藤原大保者、晨昏不怠、恪勤守職、事君忠赤、施務無私。愚拙則降其親、賢良則萃其怨。殄逆徒於未戰、黎元獲安、固危基於未然、聖曆終長。国家无乱、略由若人。平章其勞、良可嘉賞。其伊尹有莘之滕臣、一佐成湯、遂荷阿衡之号、呂尚渭浜之遺老、且弼文王、終得宮丘之封。况自乃祖近江大津宮内大臣已來、世有明德、翼輔皇室、君歷十帝、年殆一百。朝廷無事、海内清平者哉。因此論之、准古無匹、汎惠之美、莫美於斯。自今以後、宜姓中加惠美二字。禁暴勝強、止戈靜乱。故名曰押勝。朕舅之中、汝卿良尚。故字称尚舅。更給功封三千戸・功田一百町。永為伝世之賜、以表不常之勲。別聽鑄錢拳稻及用惠美家印。（下略）。

とあって、大保に任ぜられるとともに、「藤原惠美朝臣押勝」の姓名を賜っている。大保は、前節に引いたように、この日の続く記事にある官名改正で右大臣を改めたもので

ある。

紫微内相の存在は、天平宝字元年（七五七）五月丁卯（二〇）から二年（七五八）八月甲子（二五）まで一年二か月の期間で、紫微内相を頂点とする紫微中臺が太政官の上になつて政務を執行したのは、右大臣藤原豊成が大宰外帥に左遷された八月戊午（一二）以降とすれば、ほぼ一年に過ぎない。この日の官名改正の理由に「紫微中臺、居中奉勅、頒行諸司。如地承天、亭毒諸物。故改為坤宮官。」とあるうちの「勅」は、反乱後の一時的な臨時の措置にすぎないから、紫微中臺本来の性格を示すものとはいえない。この文言は、皇太后の榮譽を示すための誇張されたものか、職責変化後の紫微中臺についてのものと考えざるをえない。

## 六 坤 宮 官

紫微中臺が坤宮官と改称されてから注目されるのは、紫微内相から大保に転じた仲麻呂、改姓した藤原惠美朝臣押勝は、紫微内相の職を去っていることである。紫微中臺は設置以来漢風の職名を採用していたから、この時に長官の紫微内相あるいは紫微令の職名は改正されなかつたらしいが、これ以後は紫微内相も紫微令も史料に現われないので、



仲麻呂を事実上の長官として、長官は欠員のまま大弼以下が勤務して、光明太皇太后の崩後廃止されることになったと考えるのが妥当であろう。

仲麻呂は、大保（右大臣）となつてからも坤宮官に関与していた。おそらく、紫微令・紫微内相と同じく、坤宮官の長官を兼務する意味であろうが、正式に坤宮官の長官を兼務しているとする史料はない。天平宝字二年（七五八）十月一日の東大寺献物帳（四—三三七）には、

⑧東大寺献物帳

献東大寺

（中略）

右件屏風書者、是 先孝正一位太政大臣藤原卿真跡也。妾之珍財、莫過於此。仰以奉盛舍那仏。願因妙善、奉 薰冥資、早遊花藏之界、恒对芳閣之尊。

天平宝字二年十月一日

太保從二位兼行儀國太尉藤原惠美「朝臣」

參議從三位武部卿兼坤宮大弼侍從下野守巨勢朝臣「閔麻呂」

とあり、従来の「献物帳」と同じく、大弼の上、長官の位置に署名している。

おなじ天平宝字二年（七五八）十一月十五日の「造東寺

司写経目錄案」（一四—二五七）には、

造東寺司

合奉写写経三千六百卷。

金剛般若経一千卷。

（中略）

右、一千卷、依去六月十六日宣、所奉写。

千手千眼経一千卷。（注記略）

（中略）

新羅索経十部二百八十卷。（注記略）

葉師経一百廿卷。（注記略）

右、千四百卷、依去七月四日宣、所奉写。

金剛般若経一千卷。（注記略）

右一千卷、依去八月十六日宣、所奉写。

以前、依大保從二位兼惠美朝臣宣、奉写、注如件。

天平宝字二年十一月十五日主典安都宿祢

と、多数の教典書写を三度にわたって宣している。このうち最後の八月十六日に宣した「金剛般若経一千卷」は、傍書のように二百卷が追加され、同年九月二二日の「造東大寺司移」（四—三一六）に、

造東大寺司移文部省

合請経師伍人

(中略)

右、被大保去月廿一日宣傳。以先経師并浄衣等、令

奉写金剛般若経一千卷者、謹依宣旨、件人等所請如件。

乞察此状、早速処分。故牒。

天平宝字二年九月廿二日主典正八位上安都宿祢

(後欠)

とあり、これ以下関係する文書に八月二二日の「大保宣」

が多く引用されている。また同年九月八日の「奉写経所布

施奉請文案」(一四―五三)には、

(前欠)

益幡純一十三匹(中略) 計七貫四百文。

(中略)

合所得直銭二百八十一貫七百六十五文

一応給経師等布施布一千八十三端二丈八尺(中略)

直銭二百八十一貫七百卅八文

天平宝字二年九月八日

太保宣依所候、充造東寺耳。

同少疏高丘比良麻呂

と、「太保宣」が見える。この「太保宣」を伝えている高

丘比良麻呂の初見は、天平勝宝三年(七五一)五月廿二日  
の「造東寺司請経文」(一一―五五六)に、

造東寺司

雜阿含経一部五十卷。黄紙及表縁緒朱軸。紙帙。

納漆塗箱一合。

帛巾一条。並岡寺。

右、依大徳宣、奉請如前。

天平勝宝三年五月廿二日 次官正五位上兼行大倭介佐伯宿祢「今毛人」

「勘納大疏山口佐美麻呂」

「舍人弓削塩麻呂」

「返送如前員。仍附舍人依羅必登。以牒。」

同年七月卅日少疏高丘連比良麻呂

とあり、これ以後、紫微中臺少疏から坤宮官少疏を務めて

いる。このように、高丘比良麻呂が「太保宣」を伝えてい

るのは、仲麻呂(恵美押勝)が大保となっても写経や仏事

に関し、坤宮官の長官相当の職務にも当たっていたことを示

している。

天平宝字二年(七五八)の秋以後になると、天平宝字四

年(七六〇)六月に光明皇太后が崩じて、坤宮官が廃止さ

れるまで、仲麻呂が坤宮官に関与したことを示す史料は見

当らないので、次第に疎遠になった感がある。

光明皇太后も高年となった故か、紫微中臺が坤宮官に改称されてからは、政治に関与した形跡は見えないと思われ。

光明皇太后が崩じた翌月の天平宝字四年（七六〇）七月廿三日の「淳仁天皇封戸勅施入文」（東大寺文書三東

南院文書三一三）には、

勅

東大寺封伍仟戸

右、平城宮御宇後太上天皇・皇帝・皇太后、以去

天平勝宝二年二月廿二日、專自参向、於東大寺、

永用件封、入寺家訖。而造寺了後、種々用事、未

宜分明。茲今追議定如左。

營造脩理塔寺精舍分壹仟戸。

供養三宝并常住僧分貳仟戸。

官家脩行所仏事分貳仟戸。

天平宝字四年七月廿三日

太師従一位藤原惠美朝臣

とあって、全文仲麻呂の自筆とされ、内印二〇顆を踏して、冒頭に「勅」とあるほかは、「献物帳」に類似した形式の文書である。これが淳仁天皇、または孝謙太上天皇、

あるいは両者合意の「勅」であるのか、これまで見た「勅」から見て判別しがたい。この「勅」をなお存在していた坤宮官に関するものとするのは不適當で、光明皇太后が東大寺の食封に制約を加える遺志をもっていたとも思えない。天平感宝元年（七四九）の聖武太上天皇の勅書の例によって、乾政官に関するもの考えられる。

紫微中臺の長官である紫微令や紫微内相が、太政官を中心とする行政機関を支配する地位にあったとすれば、仲麻呂が大保に就任した以後も、紫微内相を兼任している必要があったのではなからうか。紫微内相から転じて、乾政官（太政官）の大保（右大臣）となり、大傳（左大臣）を経ずに太師（太政大臣）に進んでいるのを見ると、仲麻呂にとっては、乾政官に地歩を占めることが最終的には必要であって、紫微令や紫微内相就任は、大保にいたる道程にすぎなかったと考えられる。

## おわりに

これまで、紫微中臺と坤宮官について、かなり通説に反した試論を述べてきた。私見によると、紫微中臺の設置から聖武太上天皇の崩御までは、これまでに紫微中臺の名称

から推測されていたような、太政官に匹敵あるいは凌駕する動きはみられない。橘奈良麻呂の乱が予測され、藤原仲麻呂が紫微内相に就任した後、反乱の処理にあたり、乱後に太政官上層部が追放されると、紫微内相仲麻呂は欠員となった大臣や大納言に代って行政を処理していたが、やがて大保（右大臣）から大師（太政大臣）となつて、乾政官（太政官）を確保して権勢を揮つたと考えられる。

このような政局の動きをはじめから予想して、仲麻呂が皇太后官職に紫微中臺という壮大な名称を撰び、その長官に就任することを希望したとするならば、彼の政治的な手腕や見識が勝っていたといわざるをえない。しかし、もしそうであつたとしても、淳仁天皇を即位させた光明皇太后の死が、政局を変化させることまでは、仲麻呂にも見抜けてはいなかつたことになるであろう。

藤原氏は、あらゆる偶発事件を巧みに利用して、その地歩を固めていったとすることに同意できる。しかし、奈良時代の政治史が、すべて藤原氏による陰謀によつて進められたとするような見解には、再検討を要すると考えられる。

光明皇太后が強く政務に干渉したのは、聖武太上天皇の

崩後であるらしい。このことを紫微中臺の成立期に及ぼして考察するのも如何であろうか。光明皇太后が、すべて藤原氏の利益のために行動したとするような見解もまた再検討が必要である。

最後に、『統紀』卷二二は、光明皇太后葬儀を記した後、天平宝字四年（七六〇）六月癸卯（？）条に、

癸卯。葬仁正皇太后於大和国添上郡佐保山。」武部卿藤原朝臣弟麻呂薨。平城朝贈正一位太政大臣武智麻呂之第四子也。

とある記事で終り、卷二三は同年七月戊子から始まつている。

『統日本紀』の編者が光明皇太后の崩御によつて卷二二を終えているのは、天皇と同様に扱っているといえる。藤原光明子の権勢は、ここにも示されているが、それは天平宝字元年（七五七）以後のものであつたと考えられる。